

愛知四区 瑞穂区・熱田区・港区・南区

衆議院議員



工藤彰三

災害に強い 街をつくる!!
くどうしょうぞう



日頃より工藤彰三の政治活動に対しましてご厚誼を賜り御礼申し上げます。

元日に発生した能登半島地震では、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。この地震によりお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。災害対策特別委員の経験を活かして被災地支援に全力を尽くしていきます。

また、昨年末から自由民主党に対して疑念を持たれる一連の事態を招き、心からお詫び申し上げます。私自身も信頼を回復して政治を安定させる責任があると痛感しており、正すべきところを正し誠心誠意取り組んでまいります。

さて、今年度予算案・税制改正大綱が先月決定されました、内閣府副大臣として担当する32の業務、特にこども政策・少子化対策が国の将来を大きく左右する政策であり「こども大綱」の取りまとめに私自身も尽力させていただきました。愛知四区選出の衆議院議員としても、地元の皆様方から要請・陳情を受けています名古屋港の港湾整備事業等、災害対策など地域の様々な重要政策を推進いたしました。

議員としてのライフワークである水素社会推進でも、今年度予算案に反映させ、来る通常国会で水素社会推進法案の提出を準備しています。また、2027年開業が厳しくなっているリニア中央新幹線ですが、早期開業を目指してリニア新幹線推進議連 事務局長として尽力して参ります。

本年も、すべての皆様が安心して暮らせる国、子どもたちが希望を持てる国を創るために、工藤彰三はしっかりと皆様の声を聴きながら全力で取り組みます。



◆水素社会推進議連総会にて司会進行

工藤彰三

- 昭和39年12月8日 熱田区生まれ
- 船方小（熱田区）、東海中・高校卒、中央大学商学部卒
- 平成15, 19年 名古屋市議員当選（2期）
- 平成24, 26, 29、令和3年 衆議院議員当選（現在4期目）

（主な役職・経歴）

- 内閣府副大臣・国土交通大臣政務官
- 衆議院 国土交通委員会 理事、災害対策特別委員会 理事
- 自民党 内閣第一分會 部会長、国土交通部 部会長代理
- 運輸・交通関係団体 委員長、選挙対策 副委員長
- 水素社会推進議連 事務局長、リニア新幹線推進議連 事務局長
- 治安・テロ対策調査会 事務局長

自由民主党愛知県第四選挙区支部 支部長 工藤彰三

公式WEBサイト：www.kudoshozo.com

名古屋市熱田区二番二丁目2-24

電話：052-651-9591

工藤彰三

検索



工藤彰三サイト



LINE 公式アカウント
友達登録お願いします



副大臣 工藤彰三の活動記録



◆衆・環境委員会での答弁（12月5日）



◆日本ハンドボールリーグ機構からの要望対応（12月22日）



◆71回男女共同参画会議に出席
官邸にて（12月25日）

水素社会推進法（仮称）の概要

資源に乏しくエネルギー供給の脆弱性を抱える日本にとって、カーボンニュートラルと安定供給を両立し得る突破口となるエネルギーが水素であると考え、早急に水素社会を推進する法整備が必要であると考えます。そのため次の国会で下記のような法案を提出する準備をしています。

概要

- ▶ 既存燃料との価格差に着目した、サプライサイドの事業の予見性を高める支援措置に加えて、水素等の需要拡大や産業集積を促す拠点を整備するための支援措置を含む、規制・支援一体型の包括的な制度を整備。

措置事項のポイント

（1）基本方針、計画認定等

1. 基本方針

主務大臣は、低炭素水素等（その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が少ない水素等）の供給及び利用の促進に向けた基本方針を策定。

2. 計画の作成及び認定

主務大臣は、低炭素水素等を供給しようとする事業者又は低炭素水素等を利用しようとする事業者が作成する低炭素水素等の供給又は利用に関する計画を認定。

3. 認定基準

- ① 基本方針に照らし適切なものであること。
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ③ 経済的かつ合理的であり、かつ、我が国における低炭素水素等の供給及び利用に関係する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであること。

（2）認定を受けた事業者に対する措置

1. 支援措置

イ) 助成金の交付（いわゆる「価格差支援」、「拠点整備支援」）
認定を受けた計画に従って行われる供給事業者による低炭素水素等の供給や、その供給を受けた利用事業者が共同で使用する設備等の整備に必要な資金を助成。

2. 特例措置

- イ) 高圧ガス保安法の特例
認定を受けた計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事に代わって、経済産業大臣が保安の確保のための許可や検査等を行うことができることとする。
- ロ) 港湾における特例
認定を受けた計画に基づく港湾区域内の水域の占用等について、許可取得等を円滑化できることとする。
- ハ) 道路占用の特例
認定を受けた計画に従って敷設される導管について、一定の要件に適合するときは、道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。

（3）事業者に対する規制的措置

- ▶ 経済産業大臣は、低炭素水素等の供給の促進を図るため、水素等供給事業者（水素等を製造又は輸入して供給する事業者）の判断の基準となるべき事項（いわゆる「判断基準」）を定め、事業者の自主的な取組を促す。
- ▶ また、その達成状況を踏まえ、経済産業大臣は必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言、勧告・命令を行うことができる。

水素ステーションの整備を促すために規制を緩和する

官房長官を補佐し内閣府副大臣としての32の業務

こども政策 拉致問題 少子化対策 男女共同参画 地方創生 女性活躍

官民人材交流及び再就職等に関する事務 拉致被害者等支援 道州制 栄典 消費者及び食品安全 国際平和協力（PKO）業務

ギャンブル等依存症対策の推進に関する事務 公正取引委員会に関する事務 孤独・孤立対策 地方分権改革 道州制特別区域

市民活動の促進 共生社会政策 沖縄基地負担軽減 本府の行う休眠預金等に係る資金の活用 PFIに関する事務 沖縄及び北方対策

国家戦略特別区域 アイヌ施策推進 迎賓館の事務 若者活躍 公益社団法人及び公益財団法人に関する事務 官報電子化 公文書管理

全ての人が居場所を持ち生きがいを感じられるよう個性と多様性が尊重される社会の実現に向けた施策の検討・推進 行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証及び監察等



工藤彰三活動動画

YOUTUBE チャンネルにて
工藤彰三の活動を紹介しています

